

(参考資料)

大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ

農林水産関係の被害に対する活用可能な制度

令和8年5月
農林水産省

目 次

＜人的・技術的支援＞

災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組	1
---------------------------	---

＜災害復旧＞

農地や水路、林道等を復旧してほしい	2
農業者が自ら行う復旧作業を支援してほしい	3
事前着工による早期営農再開に向けて	4
災害査定効率化について	5
農地・農業用施設の改良復旧について	6

＜資金調達＞

施設復旧のための資金や運転資金を調達したい	7
-----------------------	---

＜共済金＞

被災した農作物や園芸施設の農業共済等について	8
園芸施設共済について	9

＜その他農業＞

本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策について	10
被害果樹の植替え等について	11
農地、農業用施設や鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい	12

＜林業＞

被災した荒廃山地、森林作業道の復旧や被害木の伐採をしてほしい	13
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備をしてほしい	14

＜水産業＞

漁港施設等の復旧をしてほしい	15
流木等による水産業への影響を食い止めたい	16
漁船、漁具等が被災してしまった	17
内水面漁業を再開したい	18

※ 本支援対策は、予算の範囲内で実施

- 近年、地震や台風等の自然災害が多発し、被災地方公共団体の深刻な人員不足等も相まって、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧に支障。
- このため、①国の職員派遣、②民間コンサルタント確保に向けた対応により、被災地の早期復旧を人的な面から支援。

① 農林水産省の職員派遣

- 災害発生時に、農林水産省から職員（**MAFF-SAT**）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

MAFF-SAT

（農林水産省・サポート・アドバイsteam）

派遣

被災地方公共団体等

被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援

② 大規模災害時の民間コンサルタント確保に向けた対応

- 大規模災害時に、農林水産省が被災地方公共団体からの要請をうけ、文書等により全国のコンサルタントに広域的な協力を要請。
- 激甚災害の指定により、査定準備等の外注費が国の補助対象となることから、広域的な契約により発生する旅費や歩掛等の追加経費について、実績に基づき適切に計上するよう地方公共団体等に周知・指導。

〇〇県知事要請書
△△市長要請書
・広域協力の依頼
・追加経費への配慮等

要請
周知・指導

農
林
水
産
省

契約

コンサル
タント
協会等

個別のコンサルタント

迅速な査定準備の実現



【職員による現況調査】



【排水ポンプによる技術支援】



【ドローンによる現地調査】



【漁港被害調査】

被災した農地や水路等、農協、森林組合、漁協等が所有する農林水産物倉庫等または林道を復旧する場合、以下の災害復旧事業等による支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と農業者等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等 ※嵩上げされた補助率は過去5か年の実績の平均であり、目安として記載。	担当及び問合せ先
農地や水路の復旧	工事費40万円以上/箇所であれば、 災害復旧事業（農地・農業用排水路等） による支援 (事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等)	国 : 農地 50% 農業用施設 65% 〔 暫定法による補助率嵩上げ 農地 約86%※ 農業用施設 約96%※ 激甚災害指定の場合、更に補助率が嵩上げ 農地 約97%※ 農業用施設 約99%※ 〕 県 等 : 県と市町村による負担 農業者 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	農村振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211
農林水産物倉庫等の復旧	工事費40万円以上/箇所であれば、 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 による支援 (事業実施主体：地方公共団体、JA等)	国 : 20% 激甚災害指定の場合、最大で90%等 県 等 : 県と市町村による負担 農業者 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	大臣官房地方課 災害総合対策室 TEL:03-6744-0578
林道の復旧	工事費40万円以上/箇所であれば、 林道施設災害復旧事業 による支援 (事業実施主体：地方公共団体、森林組合等)	国 : 奥地 65% その他 50% 〔 暫定法による補助率嵩上げ 約84%※ 激甚災害指定の場合、更に補助率が嵩上げ 約94%※ 〕 施設管理者（県、市町村、森林組合等） : 100%－国の負担	林野庁整備課 TEL:03-6744-2304

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが小規模な水路等の復旧活動を行う場合は、以下の事業による支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と農業者等の負担割合

支援内容	対応事業	農業者等の負担	担当及び問合せ先
(1) 地域共同による復旧活動の支援	損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動に既配分の 多面的機能支払交付金 を充当可能	(既に配分されている多面的機能支払交付金を活用するため、追加の負担はない) 対象組織：追加負担なし	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2447
(2) 耕作条件の改善等	被災を契機に行う水路の更新整備などを 農地耕作条件改善事業 により支援(総事業費200万円以上、受益者2者以上等)	国：定額	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2208
(3) 鳥獣被害防止施設の再整備	被災した鳥獣被害防止施設の再整備を行う場合、必要な資材費を 鳥獣被害防止総合対策交付金 により支援	国：定額	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958

公共

農地や農業用水路等が被災した場合、災害査定を待たずに、復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復旧が可能です。実施にあたっては以下の①、②を留意するとともに市町村と御相談ください。

- ① 施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ② 査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等を整理

共同利用施設

共同利用施設が被災した場合、災害査定を待たずに、復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復旧が可能です。実施にあたっては以下の①、②の資料を保存いただくなど留意ください。

- ① 施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ② 査定前着工時の写真、契約書、見積書、支払額等が確認できる証拠書類等を整理

自力施工

災害復旧事業では、市町村等から作業委託を受けたJA等が農業者や農業生産法人と契約を結ぶことにより、農業者等に対し労務費や機械のリース代を支払うことが可能です（直営施工）。

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが地域共同により、農地や水路等の復旧活動を行う場合は、多面的機能支払交付金等による支援を受けることも可能です。

- 平成29年1月より「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」を新たにルール化

1 対象となる災害及び都道府県

(1) 対象となる災害

- ・区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたもの
- ・区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

(2) 対象となる都道府県

- ・農林水産省に対する当該災害の被害報告における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えた都道府県

2 効率化の内容

- ・机上査定上限額の引上げ：暫定法施設は500万円未満（負担法施設は1,000万円未満） → 査定見込み件数の概ね7割※（農地・農業用施設は9割）までの額
- ・採択保留額の引上げ：暫定法施設は2億円以上（負担法施設は4億円以上） → 2億円（負担法施設は4億円）を超え採択保留された件数の概ね6割※までの額
- ・査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

※区分Sにあっては、概ね9割までの額

3 効率化により期待される効果

- ・机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮
- ・採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加
- ・査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮

以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援

以下の災害で適用。（令和8年5月11日までの実績）

- | | |
|--|---------------------------------|
| ・平成29年：梅雨前線豪雨等（九州北部豪雨を含む）、台風第18号、台風第21号 | ・令和4年：8月の大雨、台風第14号及び台風第15号 |
| ・平成30年：梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨）、北海道胆振東部地震、台風第24号 | ・令和5年：梅雨前線豪雨等、台風第7号 |
| ・令和元年：梅雨前線豪雨等、8月から9月の前線に伴う大雨、台風第19号 | ・令和6年：能登半島地震、梅雨前線豪雨等、台風第10号 |
| ・令和2年：梅雨前線豪雨等（令和2年7月豪雨を含む） | ・令和7年：8月から9月にかけての大雨（台風12・15号含む） |
| ・令和3年：梅雨前線豪雨等、8月の大雨 | |

被災した農地・農業用施設の復旧に当たっては、被災前の状況に復旧するだけでなく、再度災害の防止や生産性の向上等に向けた取組（改良復旧）を推進。

土水路をコンクリート水路で復旧

被災状況（水路）



土水路（排水路）の法面崩れ

改修内容（水路）



コンクリート水路で復旧

決壊した古いため池を
現行の設計基準で復旧

被災状況（ため池）



造成年代が古いため池の決壊

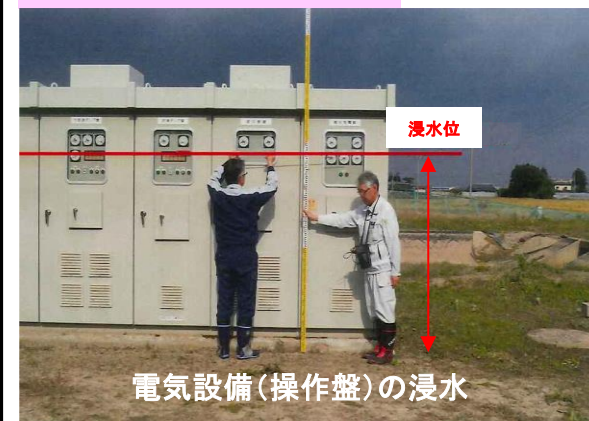
改修内容（ため池）



現行の設計基準で復旧

揚水機場の電気設備を
かさ上げして復旧

被災状況（揚水機場）



電気設備（操作盤）の浸水

改修内容（揚水機場）



電気設備（操作盤）のかさ上げ

被災農林漁業者の経営再建に必要な資金については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

○ 支援事業

対応事業等		支援の内容	担当及び問合せ先
経営再建のための 農林漁業セーフティネット資金 や施設の復旧のための 農林漁業施設資金 等の災害関連資金		長期・低利の借入れが可能 〔 激甚災害（本激）に指定された場合、 貸付当初5年間金利負担軽減 （最大2%）※ 〕	（農業関係） 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
農業近代化資金等の借入れに対する 農業信用基金協会等の債務保証		〔 激甚災害（本激）に指定された場合、 貸付当初5年間保証料免除 〕	（林業関係） 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037 （水産関係） 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347
金融機関等への要請	資金の円滑な融通・既往債務の償還猶予 等		
	通帳・印鑑等を紛失した場合でも払戻しを可能とする 等		

※ 林業者においては、激甚災害の指定の有無にかかわらず、貸付当初10年間金利負担軽減（最大2%）

※ 漁業者においては、激甚災害の指定の有無にかかわらず、貸付当初5年間金利負担軽減（最大2%）

農業共済における共済金の早期支払等を実施しています。

○ 支援事業と農業者の負担割合

支援内容	対応事業	農業者の負担割合	担当及び問合せ先
被災した農作物等に対する共済金の早期支払	農業共済の加入者に対し、共済金の早期支払い	加入時に 国：共済掛金の原則50% 農業者：共済掛金の原則50%	経営局 保険監理官 TEL：03-3502-7380
園芸施設の損害に対する共済金の支払	園芸施設共済の加入者に対し、園芸施設の被害の程度に応じた共済金の支払い		
	撤去費用を補償対象に追加している園芸施設共済の加入者に対し、撤去費用に係る共済金の支払い		
収入保険の補填金の支払等	被災した収入保険加入者に対し、全国農業共済組合連合会が補填金の支払を実施。被災により補填金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に無利子のつなぎ融資を実施（これにより、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られる。）	加入時に 国：保険料の50% 農業者：保険料の50% 国：積立金の75% 農業者：積立金の25%	経営局 保険課 TEL：03-6744-7148

- ◎補償対象: ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等(※暖房器具、栽培棚などの**附帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能)
- ◎補償対象とする事故: 風水害、雪害などの自然災害(地震及び噴火を含む)の他、火災、航空機の墜落、車両の衝突なども幅広く補償
- ◎補償額: 築年数に応じて補償額(新築時の資産価値の8~4割)を設定(※**どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償**)

特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能【令和2年9月から】

特約① 復旧費用特約(被覆材は補償対象外): 復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約: 新築時の資産価値の最大2割を補償

- ◎補償の下限: 損害額が3万円を超える場合に補償(**特約を付加すれば、1万円を超える場合に補償**)

- ◎補償期間: **1年間**

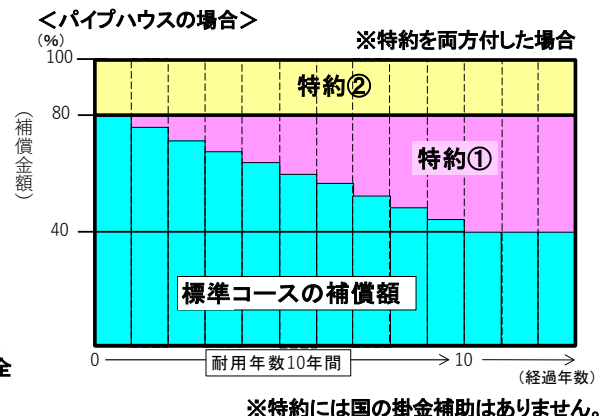
- ◎掛金: **掛金の半分は国が負担**(標準コース)

無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々引き(最大5割引)

(パイプハウス(10a、4年経過)の掛金例)

標準コース	
掛金 26,000円	全損した場合の共済金 283万円

※試算の前提: パイプハウス(19mm)、4年経過(被覆材は毎年張替)、10a、新築時の資産価値426万円、現在価値額353万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金



【掛金の割引】

- **小さな被害を補償範囲から外す**ことにより、**掛金が大幅割引**になります。

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が10万円を超える場合に補償 掛金 14,800円(43%割引)	全損した場合の 共済金 283万円 (標準コースと 変わらない)
損害額が20万円を超える場合に補償 掛金 8,500円(67%割引)	
損害額が50万円を超える場合に補償 掛金 3,100円(88%割引)	
損害額が100万円を超える場合に補償 掛金 1,100円(96%割引)	

※試算の前提は標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

- 集団加入割引

生産部会等の**集団**で加入すると、**掛金を5%割引**します。

- 太いパイプハウスの割引

太いパイプ(31.8mm以上)ハウスや**補強**により同程度の強度を満たす**パイプハウス**は、**掛金が15%安**くなります。

- 耐用年数を大幅に超過した施設の除外

全棟加入が原則ですが、**耐用年数を大幅に超過した施設**(耐用年数の2.5倍)**を補償範囲から外す**ことにより**掛金を安く**することも**可能**です。

水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の対象作物について、本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、以下の支援の対象となります。

品 目 (例)	農 業 共 済 (※1)	水田活用の直接支払交付金 (水田のみ) (※2)	畑作物の直接支払交付金 (※5)
米 (主食用米)	○		
米 (非主食用米)	○	+	○ (※3)
大豆	○	+	○ (※6)
そば	○	+	○ (※4) (※6)
飼料作物		○	

- (※) 1 農業共済は、農業共済に加入しており、被災時点で責任期間（移植期又は発芽期から収穫まで）にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。
※詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。
- 2 水田活用の直接支払交付金については、都道府県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。
※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。
- 3 飼料用米等の数量払いの標準単収値については、当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。また、収穫、出荷・販売を行うことができない場合は、5.5万円/10aが交付されます。
- 4 産地交付金の対象作物であり、単価は都道府県・地域の設定によって、異なります。
- 5 畑作物の直接支払交付金の対象は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねです。
- 6 大雨等の災害により栽培の継続を断念せざるを得ない場合であっても、面積払は対象となります。

被害果樹の植替えやこれにより生じる未収益期間の幼木の管理等の取組に対して支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と農業者の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
植替え及び未収益期間の幼木の管理	持続的生産強化対策事業	国：定額 農業者：事業費と補助額の差額 ＜植替えや幼木の管理に係る経費＞ ・17万円/10a（りんご等の落葉果樹） ・23万円/10a（みかん等のかんきつ） ・33万円/10a（かき、なしのジョイント栽培等）等 ・未収益期間の幼木の管理経費：22万円/10a 〔※自然災害時の特例として、以下の支援が可能です。〕 ・被害果樹の同一品種（産地の振興品種）への植替え ・被害を受けた樹体ごとの「スポット的な植替え」（被害を受けた樹体を含めた植替えの総面積が農業者単位で概ね2a以上）	農産局 果樹・茶グループ TEL:03-3502-5957

小規模な水路等の復旧活動、長寿命化対策や農地の大区画化や鳥獣被害防止施設の再整備をする場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と農業者等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
(1) 地域共同による復旧活動の支援	損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動に既配分の 多面的機能支払交付金 を充当可能	(既に配分されている多面的機能支払交付金を活用するため、追加の負担はない) 対象組織：追加負担なし	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2447
(2) 農業水利施設の長寿命化、防災減災対策	農業水路等長寿命化・防災減災事業 により、農業水利施設の長寿命化対策や防災減災対策等を支援(総事業費200万円以上、受益者2者以上等)	国：1／2等 県等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担)	農村振興局 整備部水資源課 TEL：03-3502-6246 農村振興局 整備部防災課 TEL：03-6744-2210
(3) 耕作条件の改善等	大区画化、汎用化などを 農地耕作条件改善事業 により支援(総事業費200万円以上、受益者2者以上等)	国：定額、1／2等 県等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担)	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2208
(4) 鳥獣被害防止施設の再整備	地域協議会や民間団体等が行う被災した鳥獣被害防止施設の再整備を、 鳥獣被害防止総合対策交付金 により支援	国：定額※、1／2等 県等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担) ※自力施工の場合、資材費のみ定額支援	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958

治山対策の実施や被災した森林の早期復旧を支援するとともに、森林保険における保険金の早期支払等を実施しています。

○ 支援事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
被災した荒廃山地等の復旧・整備	治山事業により、豪雨等により生じた荒廃山地等の復旧整備や、山地災害が発生するおそれのある箇所崩壊等の予防対策を実施 (事業実施主体：国、都道府県等)	国 : 1/2等 県 : 1/2等 ※災害復旧等事業の場合 国 : 2/3等 県 : 1/3等 (ただし、国有林については国負担：10/10)	林野庁 治山課 TEL：03-6744-2308
被災した森林の復旧・整備	森林整備事業により、被災森林における被害木の除去・植栽や被災した森林作業道の復旧等を支援 (事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等)	国 : 3/10 県等 : 県と市町村による負担 所有者等 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	林野庁整備課 造林間伐対策室 TEL：03-3502-8065
保険金の早期支払	森林保険の加入者に対し、保険金の早期支払い	—	林野庁計画課 森林保険企画班 TEL：03-6744-2246
継続契約の締結手続き期限を猶予	災害救助法が適用された場合に、適用区域に係る森林保険継続契約の締結手続き期限を猶予		

木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設等が被災した場合、再建に必要な機械施設の復旧・整備の支援や、被災施設の撤去等の費用も支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と林業者等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
木材加工流通施設、特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設等の復旧・整備	林業・木材産業循環成長対策により、被災した木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設等の解体、撤去・復旧・整備及びきのこ・コンテナ苗生産資材の導入を支援	国 : 1/2 県等 : 県等と市町村による負担 林業者等 : 100%-(国の負担+県等の負担) ・木材加工流通施設は、1事業費、おおむね500万円以上 ・特用林産振興施設は、1事業者、おおむね100万円以上 ・コンテナ苗生産基盤施設は、1事業費、おおむね50万円以上 であれば支援が可能。 (点検、修理のみを行う場合は、下限なし) (きのこの生産資材の導入は事業費の下限なし)	(木材加工流通施設) 林野庁木材産業課 TEL : 03-6744-2292
被災施設の撤去			(特用林産振興施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8059 (コンテナ苗生産基盤施設) 林野庁整備課 TEL : 03-3502-8065

漁港施設等が被災した場合、復旧に対して支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
漁港施設等の復旧	漁港施設災害復旧事業により、漁港施設等の復旧を支援	国 : 2/3等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638
漁港施設等の再度災害防止	漁港施設災害関連事業により、漁港施設災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止し構造物の強化等を支援	国 : 1/2等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638

流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるにあたって必要な経費に対して支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
漁場等に漂流・堆積した流木等の回収・処理	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業により漁場等に漂流・堆積した流木等の回収・処理及び耕うんに要する経費を支援	定額 ・漁船による流木等の回収・処理作業 (例：傭船料：6万円／日・隻（船長＋乗員2名）) ・陸上における流木等の回収・処理作業 (例：人件費：1万円／日)	水産庁 防災漁村課 TEL：03-3501-3082
漁港に堆積した流木等の処理	漁港施設災害復旧事業により航路・泊地に堆積した流木等の処理を支援	国：2/3等 県等：県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL：03-3502-5638
海岸への漂着流木等の処理	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により海岸に漂着した流木等の処理を支援	国：1/2 県等：県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL：03-3502-5638

被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む場合に必要となる漁船、漁具等についてリース方式による導入に必要な経費に対して支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と漁業者の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
漁船、漁具等のリース	被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む場合に必要となる漁船、漁具等のリース方式による導入について 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 により支援	国：リース事業者に対し漁船・漁具等の取得費の1/2以内 上限額：漁船2.5億円、 漁具等1.5億円等 下限額：150万円 漁業者：補助残分をリース料で支払い	水産庁 研究指導課 TEL：03-6744-2031

内水面資源の復旧のために実施する増殖に必要な種苗の生産経費等に対して支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
内水面資源の復旧のために実施する増殖に必要な種苗の生産経費等	浜の活力再生・成長促進交付金により内水面資源の復旧のために実施する増殖に必要な種苗の生産経費等を支援	国 : 1/2 県等 : 1/2	水産庁 栽培養殖課 TEL : 03-3502-8489
種苗生産施設等の復旧	工事費40万円以上/箇所であれば、 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 による支援	国 : 20% 〔 激甚災害指定の場合、最大で 90%等 〕 県等 : 県と市町村による負担 漁業者 : 100%－（国の負担＋県等の負担）	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638 大臣官房地方課 災害総合対策室 TEL : 03-6744-0578